

# 居宅介護支援重要事項説明書

< 令和6年7月1日現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口  
電話 048 - 593 - 5620 (午前8時30分～午後5時30分まで)  
担当 梶山 節子  
\* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

## 2. 居宅介護支援事業所 北本の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 北本
所在地	〒364 - 0032 埼玉県北本市緑3 - 16
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1175300456号)
サービスを提供する地域 *	北本市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 介護支援専門員	介護支援専門員 准看護師	1名(0)		運営管理全般及び 支援専門員実務	1名(0)
介護支援専門員					0名(0)

( )内は男性再掲

### (3) 営業時間

平日 (月曜日～金曜日)	午前8時30分～午後5時30分
祝・祭日 (土・日曜以外)	午前8時30分～午後5時30分

\* 12月30日～1月3日迄を除く (左記以外でも平日に休む場合があります)

\* 緊急連絡先 048 - 593 - 5620

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容  
別添 居宅介護支援契約書 をご覧下さい。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

要介護又は要介護支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき給付額相当分(以下の基本分と加算分の合計金額)

基本分; 要介護1・2; 11,316円、要介護3・4・5; 14,702円

加算分; 初回加算 3,126円、入院時情報提供加算(I)2,605円、入院時情報提供加算(II)2,084円、退院・退所加算 4,689円～9,378円

をお支払頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、担当がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

### (3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成途中で解約した場合	1ヶ月の給付額相当分
保険者（区市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他

支払い方法

料金が発生する場合、月毎の精算とし、毎月、10日までに前月分の精算を致しますので、同月28日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収書を発行します。お支払い方法は、現金又は弊社口座へ振込みの2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺い致します。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所日の翌日に自動終了
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合・・・非該当となった日に自動終了

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日に自動終了

④ その他

利用者やご家族様などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. 業務実施について

事業所は、利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないように、その選択又は推薦に関しては公正中立に行っています。

7. 個人情報の利用について

(1) 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、個人情報保護法に基づきサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要がなくなった時点でこれを速やか且つ適正に処分します。

(3) 当事業所で得た個人情報は下記の目的に限り使用します。

- ① 居宅介護支援業務及び介護予防支援業務
- ② サービス担当者会議での情報共有（利用者、家族の同意を得た上でテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可能）
- ③ 各事業所内でのカンファレンス・ミーティング
- ④ 関連学会、研修会での匿名下での発表
- ⑤ その他公官庁等法律法令の照会等

- (4) なお、利用者本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合はこの限りではありません。
- (5) 利用目的が変更される場合は事前に変更理由を説明し、変更届に同意頂いた上で利用変更致します。

8. 当事業所の特徴

(1) サービス利用のために

事項	備考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	使用する課題分析表の種類は、利用者の状況を勘案し書式化されたアセスメント方式を使用します。
介護支援専門員への研修の実施	年2回内・外部研修を受講します
契約後、お客様のご都合により解約した場合の解約料	前記4の（3）を参照

\*詳細は居宅介護支援契約書をご参照下さい。

(2) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めます。
- ・ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は薬剤師に提供します。
- ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由の説明を求めることが可能です。また、前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されるものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ます。

9. 虐待防止のための措置

- (1) 責任者は管理者とします。
- (2) 研修計画の策定、研修会を実施（年1回以上）します。
- (3) 虐待が疑われる事項が発生した場合は、その利用者の地区を担当する地域包括支援センターと市町村に連絡し、適切な対応をします。
- (4) 委員会を設置し、虐待等の発生の防止・早期発見・再発の防止のための対策を検討します。

9. サービス内容に関する苦情

① お客様相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

居宅介護支援事業所 北本 電話 048 - 593 - 5620

② その他

当社以外に、市町村の相談・苦情担当、埼玉県国民健康保険組合連合会等に苦情を伝えることができます。

北本市 高齢介護課 電話 048 - 591 - 1111 (代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048 - 824 - 2568 (直)

## 10. 当社の概要

名称・法人種別 株式会社寿エンタープライズ  
代表者役職・氏名 代表取締役 山崎 佳紀  
本社所在地・電話番号 埼玉県上尾市柏座一丁目 10 番 3-83 号 電話 048 - 773 - 6915

### 定款の目的に定めた事業

1. ビルの管理、清掃業
2. 土地・建物の売買、斡旋業
3. 生命保険代理業
4. 損害保険代理業
5. 自動車損害賠償保障法による保健代理業
6. 医療及び介護施設における患者用のテレビのリースに関する業務
7. 医療施設及び介護施設に於ける食堂・売店並びに美容院、理容院の経営
8. 労働者派遣業
9. 情報の処理及び広告業、出版業
10. 各種イベントの企画及び運営に関する事業
11. 医療及び介護に関する情報提供及び情報処理サービス
12. 不動産の賃貸及び管理
13. 医療機器及び介護機器の販売及び賃貸借リース業
14. 医療器材・消耗品・医療用酸素及び医療用ガスの販売
15. 医薬品・化学薬品の販売
16. 医療施設及び介護施設の営繕並びに清掃の受託
17. 医療設備及び介護設備の管理並びに保守業務の受託
18. 駐車場の管理に関する業務
19. 事務用品の印刷と事務用品の販売
20. 医療施設及び介護施設の防災並びに警備に関する業務
21. 化粧品・食品の販売
22. 医療施設及び介護施設に関するコンサルタント業
23. 人材育成のための教育事業
24. 医療、介護施設における受付、病歴管理、医療費請求事務等の受託事業
25. コンピューターおよびコンピューターソフトウェアの開発並びに販売事業
26. 介護保険法に基づく訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売等の居宅介護サービス事業
27. 介護保険法に基づく夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護等の地域密着型サービス事業
28. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
29. 介護保険法に基づく介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売等の介護予防サービス事業●  
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
30. 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の地域密着型介護予防サービス事業
31. 介護保険法に基づく介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業
32. 介護保険法に基づく住宅改修事業及び介護予防住宅改修事業
33. 介護保険法に基づく訪問介護員、訪問看護員の育成及び研修の請負事業
34. 要介護者等の輸送サービス業及び介護タクシー事業
35. 上記の介護を行う施設の運営及び管理業

36. 有料職業紹介事業
37. 物品の購入、家事手伝いの代行業務
38. 保育所及び託児所の経営並びに経営指導
39. 乳幼児及び児童の保育の請負
40. 住宅改修事業
41. 果物、野菜、酒類、塩、清涼飲料水、衣料品、医療品、日用雑貨、医薬部外品、健康補助商品、健康補助食品の販売、宅配、レンタル並びに輸入事業
42. 給食事業及び配食サービス事業
43. 薬局の経営及び経営に係わるコンサルティング事業
44. 医療施設及び介護施設における情報通信機器並びに付属品のレンタルに関する業務
45. 車両運行管理請負業
46. 障害予防指導、運動指導、リハビリ等の企画運営並びにトレーナー業務請負
47. 上記各号に付帯する一切の業務

営業所数等	居宅介護支援	1カ所
	通所介護	2カ所
	認知症対応型共同生活介護	6カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県上尾市柏座一丁目 10 番 3 - 83 号  
株式会社寿エンタープライズ  
名 称 代表取締役 山崎 佳紀 印

説明者 所属 居宅介護支援事業所 北本

氏名 梶山 節子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(立会人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印